

市政記者各位

環境局環境保全課
保健医療局医薬務・衛生推進課

地下水の指針値(PFOS 及び PFOA)超過範囲の確定について

令和8年4月27日に報道発表した、南区において有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOAが地下水の指針値を超過した事案について、超過範囲が確定したのでお知らせします。

記

1 調査概要

- (1) 採水日 令和8年3月16日～6月11日(今回調査 4月20日～6月11日)
- (2) 調査項目 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
- (3) 調査範囲 南区大橋、塩原、向野、筑紫丘、清水、野間、玉川町、大楠、那の川の各一部※
- ※下線は今回調査範囲。前回調査時に指針値を超過した井戸から半径500mの範囲。

(4) 調査結果

今回調査では、4月20日から6月11日にかけて20地点の井戸について採水を行い、水質調査を行った結果、13地点で指針値(50ng/L)を超過していました。前回調査と合わせると、調査地点61地点中27地点で指針値超過を確認しました。

また、指針値を超過した井戸の範囲は、南区塩原、清水の各一部でした。

指針値 (50ng/L) との比較	検出範囲 (ng/L)	地点数		
		今回調査結果 (4/20～6/11)	前回調査結果 (3/16～4/8)	合計
指針値以下	2未満	1	0	1
	2～50	6	27	33
指針値超過	51～500	13	14	27

※1ng(ナノグラム)は10億分の1グラムです。これは、学校のプール(長さ25m×幅12m×平均深さ1m)に塩3粒分(0.3mg)を溶かした濃度に相当します。(環境省資料より引用)

2 今後の対応等

- ・指針値超過が確認された井戸については、飲用を控えるよう注意喚起済です。
- ・専門家の意見を聞きながら原因究明調査を進めていきます。
- ・詳細な井戸の場所等については、個人のご協力により調査しているため、公表は差し控えさせていただきます。

3 相談窓口

環境局環境保全課 TEL:733-5386(平日:午前9時から午後5時まで)

(参考)

1 PFOS 及び PFOA について

- ・ PFOS 及び PFOA は、有機フッ素化合物と呼ばれる化合物群の一種です。
- ・ 有機フッ素化合物は、水や油をはじく性質や熱や薬品に強い性質を持つため、フライパンや包装の表面処理剤などの身近な製品や半導体製造、泡消火薬剤等に広く用いられてきました。
- ・ 分解されにくく環境中に長期間残留する上に生体内に蓄積しやすいという性質も持っています。
- ・ PFOS 及び PFOA は現在、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき製造・輸入等が原則禁止されています。

2 指針値について

- ・ 地下水の指針値 50ng/L は、体重 50kg の人が、1 日当たり 2L の水を一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと考えられる値として国が定めているものです。（「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（令和7年6月 30 日付け環水大管発第 2506309 号）」）

3 人への健康影響について

- ・ 食品の安全性を科学的に評価する国の機関である食品安全委員会において、「通常の一般的な食生活（飲水を含む）では、著しい健康影響が生じる状況にはない」と評価されています。
- ・ 国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりません。（出典「PFOS、PFOA に関する Q&A 集（2024 年 8 月時点）（環境省）」）

【問い合わせ先】

（水質調査及び原因究明調査について）

環境局環境共生部環境保全課 担当：小林 TEL:733-5385

（井戸水の飲用について）

保健医療局保健所地域衛生部医薬務・衛生推進課 担当：肥前 TEL:791-7085